

北海道告示第10878号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

令和 4年 6月21日

北海道知事 鈴木 直道

登録 番号	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成分量(%)	その他の 規格	生産業者		登録有 効期限
					名称	住所	
北海道 第2876号	魚廃物 加工肥 料	741魚廃物 加工肥料	窒素全量 7.0 りん酸全量 4.0 加里全量 1.0	使用される 原料、含有 を許される 有害成分の 最大量及び その他の制 限事項は公 定規格のと おり	釧路オーガ ニック株式 会社	釧路市大楽 毛251番地1	令和7年6月3 0日